

警報発令時等の対応について

伊方町立三崎中学校

1 台風による警報が発令された場合

(1) 午前5時30分ごろには町教育委員会で対応が決定されます。

例 ○自宅待機とする。 ○臨時休業とする。 ○通常どおりとする。

(2) 決定事項は午前6時をめぐりに防災無線等で、町内放送が行われます。

(3) 電話連絡網でもお知らせします。

2 台風を伴わない警報（大雨・洪水・暴風（雪）・大雪・津波）が発令された場合

(1) 原則午前6時の段階で警報が発令中の場合、生徒は**自宅待機**とします。休日の部活動についても同じです。

(2) 確認のため、電話連絡網でお知らせする予定です。

(3) 警報が解除され登校させる場合も、電話連絡網でお知らせします。

給食が実施できない場合は、午前中又は午後だけの授業となります。（弁当は必要ありません。）

(4) 警報が解除されず臨時休業の場合は、翌日の時間割も含めて電話連絡網でお知らせします。

※ (3) (4) については、正午までには判断して連絡します。

3 「大雨・洪水・暴風(雪)・大雪・津波」以外の警報が発令されている場合 平常どおり登校させてください。(波浪警報だけのときなど)

4 警報が発令されていなくても、登校時に危険が予測される場合

雷注意報発令等、登校に危険が予測される場合は、登校を遅らすなど各家庭で判断し、臨機応変に対応してください。その際は、学校への連絡をお願いします。

5 生徒が在校中に「大雨・洪水・暴風（雪）・大雪・津波」警報が発令された場合

安全が確認できるまで、学校に待機させます。

※ 伊方町(南予北部ではなく、伊方町に限定します)に警報が発令されているかどうかを、テレビや電話(Tel177)の天気予報、インターネット等で確認してください。

※ スクールバス等の関係で基本的には小中で同様の対応となります。

※ 原則として電話連絡網で対応しますが、メール登録されている方には必要に応じてメールでも連絡します。また、ホームページにも随時情報を掲載していきます。